

青森県高等学校文化部活動奨励賞表彰要綱（案）

（趣旨）

第1条 青森県高等学校文化連盟（以下、県高文連。）加盟校の文化部または同好会等（以下、文化部。）のうち、すぐれた活動を行っている部に対し、その活動を奨励するため、青森県高等学校文化部活動奨励賞（以下、奨励賞。）を授与する。

（推薦）

第2条 各専門部は、推薦会議等を開催するなどして推薦団体を選定し、別に定める推薦書を所定の期日までに県高文連事務局あて提出するものとする。ただし、専門部が設置されていない文化部は、県高文連加盟校の校長が推薦できるものとする。

（選考会議）

第3条 被表彰団体を選考するにあたって、青森県高等学校文化部活動奨励賞候補部選考会議（以下、選考会議。）を開催することとする。

2 選考会議は、県高文連会長が招集し、構成は次のとおりとする。

- （1）県高文連会長及び副会長
- （2）県高文連顧問（若干名）
- （3）青森県高等学校長協会会長
- （4）県教育庁学校教育課長

（選考基準等）

第4条 選考基準は、次のとおりとする。

- （1）その活動が顕著で他の模範となる文化部であること。
- （2）将来の活躍が期待される文化部であること。
- （3）選考対象期間は別に定める。

（被表彰部の決定）

第5条 被表彰部の決定は、次の方法によるものとする。

- （1）各専門部及び県高文連加盟校校長により推薦された文化部の中から2部以内の候補部を選考会議で決定し、県高文連会長が教育長に推薦する。
- （2）教育長は、推薦された候補部の中から被表彰部を決定する。

（表彰方法等）

第6条 表彰方法は、次のとおりとする。

- （1）青森県教育委員会教育長が表彰状等を授与する。
- （2）表彰時期は、青森県高等学校総合文化祭開会の日とする。

附 則

この要綱は、昭和56年12月5日から施行する。

平成25年4月30日一部改正
令和8年4月23日一部改正

奨励賞候補部に関する内規

1 選考に係る留意点

選考会議において参考とする活動内容、各賞の受賞歴、部員数等の選考対象期間は、前年度の9月1日より受賞年度の8月31日までの一年間とする。

2 推薦方法

- (1) 各専門部及び県高文連加盟校校長は、選考基準に該当すると判断される文化部について、別紙様式により推薦書を作成し県高文連事務局へ提出する。
- (2) 前項の推薦書のほか、選考対象期間の活動内容及び各賞の受賞歴、当該年度の部活動年間計画表、その他、参考となる文書を添付すること。

昭和 56 年10 月 14 日制定

昭和 62 年 6 月 17 日一部改正

平成 13 年 6 月 15 日一部改正

平成 25 年 4 月 30 日一部改正

令和 8 年 4 月 23 日一部改正